

<書評>

BEATRICE VON WEIZSÄCKER
Warum ich mich nicht für Politik interessiere...

齋藤 康輝

BEATRICE VON
WEIZSÄCKER



*Warum ich mich nicht für Politik
interessiere...*

Beatrice von Weizsäcker

207 Seiten/14, 99€

ISBN : 378572389 X

Lubbe Verlag

はじめに

2009年、ドイツは「選挙の年」、「基本法の年」だった。1月のヘッセン州議会選挙にはじまり、5月の連邦大統領選挙、6月は欧州議会議員選挙、そして9月には連邦議会議員選挙が行われた。同時に、5月はドイツの憲法である基本法（GG）制定60年を祝うイベントが各地で行われ、政党政治の発展と民主主義を謳歌する雰囲気ドイツ全土に満ちていた。

そうした状況の下、連邦議会議員選挙直前の2009年8月、標記の『わ

BEATRICE VON WEIZSÄCKER, *Warum ich mich nicht für Politik interessiere...*

たしはなぜ政治に興味がないのか…』は刊行された。著者は、日本でもよく知られたりヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー (Richard von Weizsäcker) の娘、ベアトリス・フォン・ヴァイツェッカー (Beatrice von Weizsäcker) である。

私は、長期海外研修でドイツ・ゲッティンゲンに滞在中この書物に出会った。8月中旬、ゲッティンゲンの地元の新聞である Göttinger Tagesblatt の書評を見て目を疑ったことを今でも鮮明に覚えている。政党政治の先進国ドイツの元大統領の娘が、政治に興味がない理由の本を書いた、どうやら政党への不信感を表明しているようだ、なんでまた選挙直前の時期に出版したのだろうか、などなどちょうど現地でドイツの政党法制を研究していた私は、矢も楯もたまらずに書店に走り、すぐに同書を注文、翌日には早速入手し、斜め読みながら息つく間もなく読了した。

その感想は…。たしかに当該書物はエッセイのようなもので学術書ではない。しかしながら、政党の問題を考えるにあたり非常に示唆的であり、なにより刺激的である。ひょっとすると、憲法学や政治学の研究者にとって今後の政党政治を考える上でなにかしら有益なヒントを与えてくれるかもしれない。その意味で、ぜひとも同書を紹介したいと考えた次第である。以下に、ドイツの新聞書評を紹介し、あわせてドイツの政党政治および政党政治の将来などに関し簡単に述べてみたい。

1. 書評

2009年8月17日の Göttinger Tagesblatt および Norddeutscher Rundfunk の書評の内容は概ねつぎのとおりである (<http://www.ndrinfo.de/kultur/buch-tipp/beatricevonweizsaecker100.html> 参照)。

総選挙までもう6週間弱という時期に『わたしはなぜ政治に興味がないのか…』は刊行された。著者は、意外にもベアトリス・フォン・ヴァ

イツゼッカー (Beatrice von Weizsäcker) である。彼女の父は、元大統領のリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー (Richard von Weizsäcker)。

まずはじめに断っておくが、著者であるベアトリス・フォン・ヴァイツゼッカーはけっして政治に無関心ではない。投票には毎回行っているし、社会と距離を置いているわけでもない。「当然政治にはとても興味がある。わたしはむしろ、政治中毒といえるかもしれない」。

フォン・ヴァイツゼッカーという名字からは、いかにも彼女が政治に関する教育を受けてきただろうことを連想させる。しかしながら、この本によると、彼女はこどもの頃は政治と無縁だったという。有権者となり、キブツ (注：Kibbutz=イスラエルの集団農場) に滞在するという経験の後、彼女ははじめて政治に関わるようになったそうだ。

タイトルは、たんに定義の問題だ。

というわけで、『わたしはなぜ政治に興味がないのか…』というタイトルは挑発的ではあるが、どうやら彼女が懲らしめようとしているのは、政党政治であり、彼女の見方では、人々は政党政治から徐々に距離を置き始めているという。

「わたしは、政党がもっとオープンになれば、政党への不信も減ると思う。黨員手帳をもっていなければ、ほとんどなにもできない。もし、あるテーマについて、特に関心を寄せ、党にそのことを伝えたいのならば、手紙を書くことぐらいはできるだろう。でも、入党していないかぎり、党の中でなにかをすることはできない」。

政党を熟慮した上での政党への批判ということか！

メディアにおける党の打算や固執、そのなかでの政治家の態度について、さらに人事を決める際に選挙が行われず、権力争いがなされることなど、すべての政治的な手法を彼女は批判する。彼女は、その上で、問題の核心に迫る。『わたしはなぜ政治に興味がないのか…』は、読んで楽しい本ではない。常日頃からテレビやラジオで不快な政治家のたわご

BEATRICE VON WEIZSÄCKER, *Warum ich mich nicht für Politik interessiere...*

とを聞き、それが実行されない有様を目の当たりにしているとしても、
いったいこの本を読んでどうしろというのだろうか？

「わたしは人々が政治に意欲を持つことを歓迎する。自ら何かを行うこと、あるいは誰かで行うことは、自分を満足させることだ。ただ幸せになることを目的として政治に参加すべきとは思わないが、もし何かをなしとげ、それに喜びを感じるのだとすれば、素晴らしいことではないだろうか」。

権力への固執や国民感覚欠如の対極事例

市民参加の具体例として、ベアトリス・フォン・ヴァイツゼッカーはハンブルクの寄付議会（注：ハンブルクにある寄付金を集めて貧困などの問題解決のために運用する団体）や「白いバラ」（注：ミュンヘンで反ナチス運動を行った学生組織の理念を受け継いだ団体）のネットワークをあげている。つまづきの石（訳者注：ナチスの犠牲者が住んでいた場所を記憶にとどめるために道路に埋め込まれた石）を考えついたギュンター・デムニヒは、人種差別に反対する教師でもある。ベアトリス・フォン・ヴァイツゼッカーによれば、彼らは、権力闘争、ロビイズム、政党政治における国民感覚の欠如の対極にある。

彼女はこう書いている。「わたしたちは、全体の一部、社会の一部、政治の一部だ。誰もが、これらを構成するものだ。たとえ安息を守ろうと、喧騒に勤しもうと、協力しあおうと、導こうと、刺激を与えようと、刺激を受けようと。どうであれ活動する人はだれでも政治家なのだ」。

ベアトリス・フォン・ヴァイツゼッカーも、なにかをしようとしている。ただ彼女がしようとしていることは、それほど詳細には述べられていない。彼女はこの本を人々に行動を促すために書いたようだ。「わたしたちは支える立場にある。とても苦勞する立場で、チェス盤のようなものだ。でも、チェス盤で行われるチェスのゲームと違う点は、わたしたちが、本当に敷かれているわけではない、ということである。党は開かれている！ わたしたちは小さな農民だが、素晴らしい行動をとるこ

とができるし、ひょっとすると、わたしたちの行動が国王に取り組みを促すかもしれない」。

以上、ベアトリス・フォン・ヴァイツェッカー著、『わたしはなぜ政治に興味がないのか…』のドイツにおける書評を紹介した。つぎに、この書評をもとにドイツの政党政治および政党政治の将来について述べる。

2. ドイツの政党政治

ベアトリス・フォン・ヴァイツェッカーが今回の著書で批判的に考察した「政党」であるが、この言葉の元々の意味は「部分」である。独語 Partei, 英語 Party, 仏語 Parti ともにいろいろな意味を持つが、その中で「一部」とか「部分」という意味がある。いみじくも彼女が、「わたしたちは、全体の一部、社会の一部、政治の一部だ。誰もが、これらを構成するものだ」と言ったように、政党というものを意識せずとも、ある意味で私たちはこの世の中で政党的なもの…として存在しているのかもしれない。

「政党」の定義および発展その他政党論については、本稿の射程をはるかに超えるもので論ずることはできないが、ドイツの政党政治というテーマについてだけごく簡単にふれたい。

こんにちドイツは「政党国家」と称される。ヒトラー時代の一党独裁に対する深い反省の念を土台に、戦後のドイツでは、自由で民主的な基本秩序を守り、民主主義を貫徹し、極端で偏った思想を有する勢力を牽制する政党制を作り上げ、それを上手に運用してきたといえる。以下に、『ドイツの実情』というハンドブックからドイツの政党についての記述を引用する。

基本法に定めるところでは、政党は国民の政治的意思形成に協力する課題を担う。そ

BEATRICE VON WEIZSÄCKER, *Warum ich mich nicht für Politik interessiere...*

のため、政治的役職への候補者の擁立および選挙戦の運営は重要な憲法的課題と位置づけられる。こういった理由から政党は選挙にかかった費用の補償を国家より受ける。選挙費用補償はドイツで初めて実践されたが、今では多くの民主主義国家で一般的となっている。基本法に定めるように、政党の内部秩序は民主主義の諸原則に則していなければならない（組織内部の民主主義）。また、政党は民主主義国家をはっきり支持するものとされる。

民的思想に立脚しているか疑わしい政党は、連邦政府の要請により禁止されることがあり得る。しかし、必ずしも禁止されるわけではない。民主主義制度を危うくする政党であると連邦政府が判断し、禁止が妥当とした場合に、連邦政府は禁止申請をすることができるに過ぎない。禁止そのものは、連邦憲法裁判所だけがこれを通告できる。このように、政治競争の場で与党に不利益な存在となり得る政党を、与党が禁止することはできないしくみになっている。また与党としても、非民主的な政党と正規の政治競争の場で戦う方を選ぶ。連邦共和国の歴史において、禁止訴訟がおこなわれた例は数少なく、政党が実際に禁止された例はさらに少ない。基本法は政党に特権を与えてはいるが、政党は根本的には社会の表現形式のひとつに過ぎない。政党は選挙、党員の離党、人事問題や政策内容での対立など挫折のあらゆるリスクを負うものである。

ドイツの政党制度の概観はつかみやすい。1983年までは、ドイツ連邦議会に議席を有する党は、1949年の第1回選挙でも議席を獲得していたキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)、ドイツ社会民主党(SPD)、自由民主党(FDP)だけだった。欧州のキリスト教民主系に属するCDU/CSUは、バイエルンを例外とするドイツ全国でキリスト教民主同盟(CDU)として活動している。しかしバイエルン州では独自の活動をせず、緊密な関係にあるキリスト教社会同盟(CSU)に活動の場を譲っている。連邦議会においては両党の議員が一つの院内会派を形成している。

ドイツ社会民主党(SPD)は、ドイツの政党制度における二大勢力の片方で、欧州の社会民主党および民主社会系に属する。CDU/CSUとSPDはこれまでに幅広い層の有権者の支持獲得に成功しており、国民政党とみなされている。両党は原則的に、高齢者、疾病者、障害者、失業者に収入を保障する社会福祉国家を肯定する立場をとる。CDU/CSUはどちらかといえば自営業者、経営者、企業家といった層を吸収し、SPDは労働組合寄りである。

自由民主党(FDP)は欧州のリベラル政党の系列に属する。FDPが信条とするのは、市場への国家の介入を可能な限り抑えることだ。FDPは国民政党ではない。特に高所得

層、高学歴層から支持されている。

1980年の緑の党設立を起源とする「同盟90/緑の党」は、短縮して「緑の党」と呼ばれ、1949年以降に設立された新政党の中では継続的に成功を取めている初めての政党である。「緑の党」は欧州の緑の党あるいは環境党の系列に属する。緑の党の政治綱領の特徴は、市場経済と国が管理する自然保護・環境保護規定の組み合わせにある。緑の党もどちらかといえば、高所得で平均以上の学歴を持つ有権者に支持されている。

ドイツの再統一によって、「民主社会党」(PDS)はドイツ連邦共和国の政治の舞台に参加することとなった。PDSは1989年に、かつてのドイツ民主共和国(東ドイツ)の国家政党「社会主義統一党」(SED)から生まれた。PDSは民主主義政党となったが、当初その政治的成功は、1990年まで東ドイツに属していた東側の5つの州に限られていた。2005年の連邦議会総選挙では、それまで州の選挙に一度参加しただけの新政党「労働と社会正義の第二の可能性」(WASG)の党員が選挙名簿に加わって「左派党・PDS」と改称。両党は2007年に合併して「左派党」となった。

<http://www.tatsachen-ueber-deutschland.de/jp/political-system/main-content-04/the-political-parties.html>

そして、2009年9月27日に直近のドイツ連邦議会議員選挙が行われ、政党の勢力図が変化した。ちなみに当該選挙における投票率は70.8%であり、議席配分は以下のとおりとなった(出典:Wahl zum 17. Deutschen Bundestag am 27. September 2009-vorläufiges Ergebnis)。

- ・キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU) 239議席
- ・ドイツ社会民主党(SPD) 146議席
- ・自由民主党(FDP) 93議席
- ・左翼党(DIE LINKE) 76議席
- ・同盟90・緑の党(GRÜNE) 68議席

今回の選挙で、SPDは、メルケル政権時代に進められた改革に対する反発から従来の支持者が離反し、前回よりも10%以上票を減らし、議席数では2005年度比で76議席減の146議席となった。反対にCDU・CSUは得票では1%余減らしたものの、議席数では前回より10議席以上増やす結果となり、同じ連立与党で正反対の結果となった。一方、FDP

BEATRICE VON WEIZSÄCKER, *Warum ich mich nicht für Politik interessiere...*

と左翼党、緑の党の3党は得票で共に10%台となり、議席を大幅に増やして躍進した。選挙の結果、CDU・CSUとFDPの中道右派連合が多数派になったことを受けて、CDU・CSUとFDPは連立交渉を行い、翌10月26日に合意に達し、28日に連邦議会で首相指名選挙が行われ、メルケル氏が改めて首相に選出され、第2次メルケル政権が発足した。

以上、ドイツの政党政治の現状について説明したが、さらに政党国家を支える法制について簡単に述べよう。ドイツの憲法にあたるドイツ連邦共和国基本法第21条は、つぎのように規定する。(1) 政党は、国民の政治的意思形成に協力する。その設立は自由である。政党の内部秩序は、民主主義の諸原則に適合していなければならない。政党は、その資金の出所および用途について、ならびにその財産について、公的に報告しなければならない。(2) 政党で、その目的または党員の行動が自由で民主的な基本秩序を侵害もしくは除去し、または、ドイツ連邦共和国の存立を危くすることを目指すものは、違憲である。違憲の問題については、連邦憲法裁判所が決定する。(3) 詳細は、連邦法で定める。

このようにドイツにおいては、まず憲法が政党について規定し、その内容を具体化するために「政党法」が制定されている。

「政党法」の構成は、第1章「総則」(第1条 政党の憲法上の地位および任務、第2条 政党の概念、第3条 能動的および受動的当事者能力、第4条 名称、第5条 待遇の平等)、第2章「内部秩序」(第6条 党則および綱領、第7条 構成、第8条 機関、第9条 党員集会および代表者集会、第10条 党員の権利、第11条 理事会、第12条 一般党委員会、第13条 代表者集会の構成、第14条 政党仲裁裁判所、第15条 機関内の意思形成、第16条 地域組織に対する措置など)、第3章「候補者の擁立」(第17条 候補者の擁立など)、第4章「国家的資金手当」(第18条 国家的資金手当の原則および額、第22条 党内財政調整など)、第5章「会計報告」(第23条 会計報告公開の義務、第25条 寄付、第26条 収入の概念など)からなり、同法は、政党による民主主義実現のため

の基本ルールとして運用されているのである。

3. 政党政治の将来

前節で述べたとおり、政党政治に対する法制が整い、国民からも政党による民主制が支持されてきた感のある「政党国家」ドイツにおいて、政党を疑うという視点で、ベアトリス・フォン・ヴァイツゼッカーは、『わたしはなぜ政治に興味がないのか…』という本を書いたのである。これはある意味タブーへの挑戦ともいえる。もちろん、彼女は、同書において、たんに政党を懐疑的にとらえるというわけではなく、政党を未来に向けて叱咤激励する意図があったかもしれない。それにしても…である。

ところで、政治に興味がない、別言すれば政治的無関心ということについては、ドイツと日本では事情は似ている。D・リースマンによる政治的無関心についての分類のうち、「現代型無関心」と呼ばれるものは、国民が政治を他人事のように捉え、関心を抱かない状態を言い、政治を解する予備知識や学識を持ち合わせていても、自分に関係がないとして政治参加しようとしないうちを説明している。こんにち、ドイツも日本もこの「現代型無関心」が社会問題になっている。ドイツは、かつて各種選挙の投票率が他国より高く、国政レベルで80パーセント程度だったが、最近ではその割合も低下傾向にあり、昨年の連邦議会議員選挙の投票率は70.8パーセントでかなり下がった。

ベアトリス・フォン・ヴァイツゼッカーは、政治的無関心が進行し、同時に、直接民主政治の代替物として民意をくみ上げるべき政党がその機能を十分に果たしていない現状にいらだち、そのことが民主主義の未来に暗雲を漂わせる……という危機感、問題意識をもったのだろうか。

ハンス・ケルゼンは、かつて「デモクラシーは必然不可避免的に政党国家である」（ケルゼン著、西島芳二訳『デモクラシーの本質と価値』51

BEATRICE VON WEIZSÄCKER, *Warum ich mich nicht für Politik interessiere...*

頁, 岩波文庫) と述べた。政党なしに今日の民主主義を考えることはできないのである。しかし, その政党内部の民主主義が不徹底であれば, 政党はもはや国民の政治的意思を映し出す鏡としての役割は全うできない。ベアトリス・フォン・ヴァイツェッカーは, その意味で, 政党の存在を否定する意図はないものの, 政党の将来に強い危機感をもって本書を執筆したのだろう。政党に頼らずとも, 国民一人ひとりが政治の主役であることを意識する。そうしたスタンスを提唱している。すなわち, 前記書評にもあったように, 「わたしたちは, 全体の一部, 社会の一部, 政治の一部だ。誰もが, これらを構成するものだ。(中略) どうであれ活動する人はだれでも政治家なのだ」という一節がキーポイントになっている(本書, 203頁)。ちなみに, この文章の直前に, 2008年, アメリカ合衆国大統領選挙の際, オバマ氏(現大統領)が用いた「>Yes, we can. <というフレーズは, ドイツでも同様に使えるのだ」という文があり, その理由として「わたしたちは, 全体の一部……」と述べている点に留意しなければならない。

ベアトリス・フォン・ヴァイツェッカーは, 身近なところから社会に向けて一歩を踏み出す, それがもうすでに政治であり, 国民はそれぞれがみな政治家なのだと言う。なるほどそのとおりだとおもう。しかしながら, 政党政治の将来についていえば, 有能な政治家を養成するという政党の機能がある限り, 政党が滅亡するということは考えられないだろう。今後万一, 特定の政党が党内独裁あるいは資金運用の不正など腐敗行為を繰り返し, それが他の政党にも伝染し, 政党政治全体に蔓延するような事態になれば, 政党敵視・政党不信の時代に逆戻りし, 政党を中心とした民主主義の枠組みそのものが変化していく可能性はあるかもしれない。

ここで, もう一度政党成立の原点に立ち返って考えてもらいたい。政党にとって一番重要な仕事はなんだろうか。その模範解答は, 民主主義を行うため「国民の政治的意思形成に協力する」(ドイツ連邦共和国基

◀書評▶

本法 21 条) ことであろう。そしてこの任務は、全体のなかの「部分」である政党が、さらに細分化された「部分」である国民の主体的な政治参加および衆愚を排する代議制への信頼によってはじめて実現できるということを忘れてはならない。

(さいとうこうき・本学准教授)